

子育て支援について

日本共産党 乾 紳一郎

問 「子どもの貧困」が問題となっているが、子育て家庭の暮らしの痛みをどう認識しているか。政府は、「直接契約」、「設置基準の見直し」など、従来の保育制度の枠組み全体を変えようとしているが、公的保育の拡大こそが求められているのではないか。流山幼稚園の廃園に反対である。公立幼稚園の廃園計画こそ見直すべきではないか。

答 子育て世代の貧困化は、是正に向けて社会全体で取り組むべき課題である。子育てにやさしいまちづくり条例により次代を担うすべての子どもの健やかな成長を標榜する本市は、国の政策に頼るだけでなく、市民、事業者、学校と行政が一体となり条例の理念を全うしていく姿勢が必要であると思う。保育所の直接契約方式や最低基準の

見直しに関しては、国の動向を見守り、法改正等が行われれば遵守していきたいと考えている。

本年度に入り平屋の建物にも耐震化が求められるなど国の耐震関係の法の改正等もあり、安心、安全対策上これ以上の現園舎の使用は難しいこと、また建て替える市の財政上難しいことから、老朽化の激しい流山幼稚園を平成23年3月31日に廃園とする関係の手続きを進めていくこととした。幼児教育の重要性は強く認識しているが、これからは公立幼稚園の直接運営から保育園、幼稚園、公立、私立の区別なく新たな幼児教育のあり方についての研究や情報提供などを進めることで幼児教育をリードしていくことに重点を移していくべきものと考えている。

健康福祉行政について

民主・市民クラブ 堀 勇一

問 こんにちは赤ちゃん訪問事業を実施して、子育てに関する不安や悩みなどの相談を受けた結果、どのような状況・傾向を把握し、今後どのように施策に反映していくのか。

答 本市の特徴としては訪問する場合には、すべて保健師、助産師が担当し、短い時間の中で専門職の目から親子の心身の状況や養

育環境等の把握をし、的確な助言、指導を行っている。また、継続した指導が必要と思われる場合には地区担当の保健師や健康福祉センター、子ども家庭課、保育所等の関係機関と連携をとり対応している。訪問対象となった赤ちゃんだけでなく、兄弟や家族も含め必要な情報の提供をし、家庭単位でフォローしていくこ

総合的ごみ減量・資源化について

流政会 戸部 源房

問 市は、やみくもにごみの有料化に走った感があるが、計画延期の真の理由について伺う。また、総合的ごみ減量・資源化について、古紙等持ち去り防止条例の制定等、総点検の徹底を図るべきと思うがどうか。さらにごみの有料化は、理論的根拠を再点検し、汚泥再処理センターが開設する平成22年4月をめどに実施すべきと思うがどうか。

答 廃棄物対策審議会の答申や市民意向調査の結果を踏まえ、ごみ処理有料化を含む総合的なごみ減量・資源化施策の実施計画案を作成した。この実施計画案について、パブリックコメントを実施し、住民への説明会も実施するなど必要な手続きを進めてきたので、やみくもに走ったというのは当たらないと考える。し

かしながら、平成19年度のごみ発生量の減少や今回の実施計画案に対する市民の皆様からのさまざまなご意見や市議会からのご意見、ご要望などを踏まえ、総合的な判断により実施計画案の一部を見直し、条例改正案について、本会議への提案を見送ることとした。防止条例の制定については、近年資源物の持ち去りが全国的に多発しており、近隣市では同じような問題が発生していることから、資源物の持ち去りの禁止に関する条例の改正を実施したと聞いている。そこで本市においても資源物の持ち去りを禁止するための条例改正を進めていきたい。ごみの有料化を含む総合的なごみ減量・資源化施策の実施時期について、議員のご指摘も含めて検討していく。



ととしており、あわせて育児に必要な情報を提供している。訪問することにより、保護者は子育てに対する不安が解消され、安心感が大きく広がった様子や、また面談、ケースワークの中でも感謝されているという実感とやりがい、責任の重さを感じているとの報告を訪問担当者から受けている。この事業の推進は、予防接種や3ヶ月児健診、その他育児相談、離乳食教室への参加推奨にもつながり、母親の育児不安解消によって子どもに対する認識を新たにするものであり、乳幼児

その他の一般質問

都市基盤の整備

- ・景観と環境に対する市の方針
- ・メルシャン(株)流山工場跡地対策
- ・神明堀溢水対策と環境用水対策
- ・公園行政
- ・初石駅東側の市有地の活用
- ・道路の補修工事
- ・「はやぶさの森」の住宅開発
- ・都市軸道路

生活環境の整備

- ・消防・警察の指令業務体制
- ・緊急地震速報サービス
- ・地上デジタル放送への移行に伴う対応
- ・廃食用油の再利用
- ・環境モデル都市
- ・ごみの有料化
- ・東初石1丁目の地盤沈下
- ・防災対策
- ・信号機の設置
- ・自転車にやさしいまちづくり
- ・交通安全対策
- ・集中豪雨対策

教育・文化の充実向上

- ・国際化対応
- ・学校支援地域本部の設置
- ・東部地域図書館の設置
- ・教育文化スポーツ基金
- ・教育予算の確保

行政の充実

- ・議会に政策案・事業案などを提案する方法
- ・公共施設の契約のあり方
- ・投票率の向上策
- ・職員の育成
- ・組織機構の改編
- ・後期基本計画の策定
- ・男女共同参画行政

市民福祉の充実

- ・新型インフルエンザ対策
- ・障害者施策の充実
- ・民生委員・児童委員制度
- ・バリアフリー
- ・後期高齢者医療制度
- ・国民健康保険

その他

- ・市長の政治姿勢

産業の振興

- ・国際化対応
- ・利根運河について
- ・市内中小企業の支援と商業の活性化

請願・陳情について

国や県、市に対しての意見・要望等を請願・陳情として提出できます。

請願・陳情の提出方法

請願は、紹介議員(1名以上)が必要で、陳情は、紹介議員はいりません。流山市議会では、おおむね請願と同様な形で取り扱っています。本文には、請願・陳情の趣旨、提出年月日、提出者の住所および氏名(法人の場合はその名称および代表者の氏名)を記載し、押印

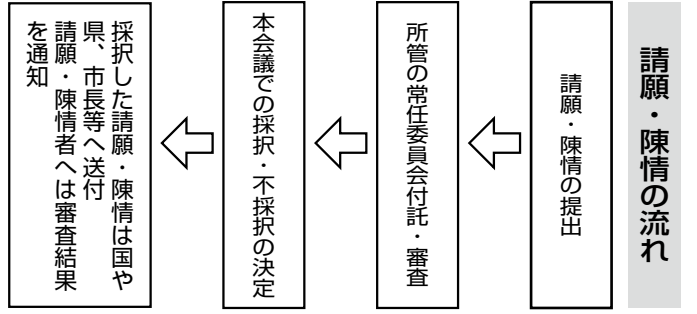
してください。

平成20年11月17日までに提出された請願・陳情は、次の第4回定例会において審査されます。それ以降に提出された場合は、議会運営委員会での取扱いについて審議させていただきます。

なお、郵送等の陳情については、参考配布になり、審査されませんのでご注意ください。

◎提出先 議会事務局 ※詳細は、議会事務局へお問い合わせください。

採択した請願・陳情は国や県、市長等へ送付 請願・陳情者へは審査結果を通知



議会を傍聴しませんか

議会の傍聴は、市議会の活動を知る最も身近な方法です。流山市議会では、本会議や常任委員会・特別委員会を公開し、どなたでも傍聴できるようになっています。なお、定例会は、開催される時期によって日程等が変わりますので、傍聴を希望する方は当日の会議予定を議会事務局にご確認ください。

◎問い合わせ：議会事務局 ☎ 04-7150-6099